の 一

部を次のように改正する。

第六条第五項中「一般の競争、

指名競争又は随意契約」を「入札又は見積り合せ」に

「競争入札等」を「入札等」に改める。

別表一補助金の額の欄中

1

第 令和四年三 百 八 月 + + 四 日 号

増 刊

(1)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

告

示

第

一百六十号

目

次

告 亦

福岡県告示第二百六十号

令和四年三月二十二日

福岡県造林事業補助金交付規程の一 部を改正する告示を次のように定める。

福岡県知事

服部 誠太郎

福岡県造林事業補助金交付規程 福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号)

> 別表一 中

9

市町村(ただし、

S 林契約解除等により公有化した森林で実施す ら所有する森林で実施する場合を除くこと 動法人等、民間事業者(ただし、 る場合に限る。) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活 、事業主体が自 9を除くことと

した場合に限る。)

地方公共団体及び森林所有者と協定を締結

営管理権の設定を受けた森林、又は寄附や分収 林経営管理法第4条の規定により市町村が経 林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森 事業主体が自ら所有する森 整備を除く。) 以上(付帯施設等整備及び森林作業道 1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール

を

40 ペーセント 事が査定した額の 当該事業に要した経費について、知 森林作業道整 当該事業に要

のうち、平成30年

(林業振興課)

補助金の額は、第2 とする。 は、別表9のとおり この場合の

の額を差し引いた 条に基づく補助金

ついて知事が必要と認めるときは、第 と認めるときは、第 2条の補助金に加 算して補助するも のとし、加算の割合 旧に要する経費に た森林作業道の復 7月豪雨で被災し

を

当該事業に要した 経費について、知事が 査定した額の 40 パー

に改める。

定期発行日 每週火金曜日 ラ施設管理者と協定を締結して実施する場合 で、地方公共団体、森林所有者及び重要インフ 動法人等、民間事業者(自ら所有する森林以外

を

に限る。)

 $\leq$ 

して実施する場合に限る。)

森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活

T

市町村(自ら所有する森林以外で、森林所有 者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結

T

市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森

 $\leq$ 森林で実施する場合を含む。)に限る。) 害をいう。以下同じ。)による災害の復旧を行う 和 37 年法律第 150 号)第2条第1項の激甚災 するための特別の財政援助等に関する法律(昭 る場合(事業主体が自ら所有する森林のうち、 林契約解除等により公有化した森林で実施す 営管理権の設定を受けた森林、又は寄附や分収 林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森 林経営管理法第4条の規定により市町村が経 するものであって、激甚災害(激甚災害に対処 これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続

動法人等、民間事業者 (ただし、事業主体が自 ら所有する森林で実施する場合を除くことと )た場合に限る。) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活 地方公共団体及び森林所有者と協定を締結

> 以上(付帯施設等整備及び森林作業道 整備を除へ。) 1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール

除いた施行地の面積の合計が 2.5 へ 接し、又は路網で直接接続するもので ごとに、他の森林緊急造成の施行地を は、第3条に定める補助金の交付申請 行う森林において行う事業について あって、激甚災害による被害の復旧を うち、他の森林緊急造成の施行地と隣 クタール以上とする。 なお、市町村が自ら所有する森林の

に

## 附 則

令和三年度分の補助金から適用する。 この告示は、 公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は

T 者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結 して実施する場合又は事業主体自ら所有する 重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所 市町村(自ら所有する森林以外で、森林所有

ラ施設管理者と協定を締結して実施する場合 で、地方公共団体、森林所有者及び重要インフ 動法人等、民間事業者(自ら所有する森林以外 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活

に限る。

整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。 有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林

に改める。

別表三補助金の額の欄中「別衆10」を「別衆9」に改める。

別表九を削り、

別表十を別表九とする。